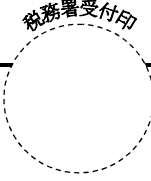


非課税口座を開設しなかった旨の届出書

 令和 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ)	※整理番号		
		営業所名称			
		営業所所在地	〒	—	
		(フリガナ)	電話		— —
		(フリガナ)	営業所長氏名		
		(フリガナ)	作成担当者氏名		

別紙の未成年者口座の開設者については、20歳である年の1月1日において居住者又は恒久的施設を有する非居住者ではないことから、租税特別措置法第37条の14第28項の規定の適用を受ける者には該当しませんので、その旨届け出ます。

【参考事項】

※ 税務署 処理欄	整理簿	内容確認	決裁	統括官	担当者	備考
				

(注意事項)

- (1) この届出書は、金融商品取引業者等の営業所の長が、未成年者口座を開設している者で、基準年（その年の3月31日において18歳である年）の前年12月31日までに出国し、その後帰国をしないまま、20歳である年の1月1日を迎えたことにより、租税特別措置法第37条の14第28項の規定による非課税口座の開設を行わなかった者について、その非課税口座を開設しなかった旨を当該営業所の所在地の所轄税務署長に届け出るために提出するものです。
- (2) 毎年1月20日までに営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- (3) 「参考事項」欄には、参考となるべき事項を記入してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。